

## 計算書類に対する注記(法人全体用)

1. 繼続事業の前提に関する注記  
・該当なし

## 2. 重要な会計方針

## (1) 固定資産の減価償却の方法

## ・有形固定資産

定額法又は旧定額法を採用している。

平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については旧定額法、

平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については定額法を採用している。

## ・無形固定資産

定額法を採用している。

## (2) 引当金の計上基準

・退職給付引当金一職員の退職給付に備えるため、宮崎県社会福祉協議会の運営する宮崎県民間社会福祉施設等従事職員共済掛金の事業主負担分掛金と善仁会独自の退職給付制度の掛金を退職給付引当金として計上している。

・賞与引当金一職員に対する賞与の支給に備えるため、

支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上するものとする。

## (3) 有価証券の評価基準及び評価方法

・満期保有目的の債券 … 償却原価法(定額法)

なお、取得差額が少額であり重要性が乏しいものについては償却原価法を適用していない。

・上記以外の有価証券で時価のあるもの … 決算日の市場価格に基づく時価法

## 3. 重要な会計方針の変更

## ・該当なし

## 4. 法人で採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度、宮崎県民間社会福祉施設等従事職員退職共済制度及び善仁会独自の退職給付制度による。

## 5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

## (1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式)

## (2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式)

## (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)

公益事業における拠点区分別内訳表は、当法人では公益事業は1拠点しか実施していないため作成していない。

## (4) 収益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)は当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。

## (5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

## ア 本部拠点

## ① 本部サービス区分

## イ わにつか荘拠点(社会福祉事業)

## ① 特別養護老人ホームサービス区分

## ② 短期入所サービス区分

## ③ 通所介護サービス区分

## ④ 居宅介護支援サービス区分

## ⑤ 生計困難者相談支援事業サービス区分

## ⑥ 介護職員初任者研修事業サービス区分

## ウ 愛生園拠点(社会福祉事業)

## ① 施設入所支援サービス区分

## ② 短期入所サービス区分

## ③ 生活介護サービス区分

## ④ 生計困難者相談支援事業サービス区分

## エ 仁の里拠点(社会福祉事業)

## ① 地域密着型特別養護老人ホームサービス区分

## ② 短期入所サービス区分

## ③ 認知症対応型通所介護サービス区分

## オ 東米良拠点(社会福祉事業)

## ① 通所介護サービス区分

## ② ボランティアセンターサービス区分

## カ 宮崎リハビリテーションセンター拠点(社会福祉事業)

## ① 施設入所支援サービス区分

## ② 短期入所サービス区分

## ③ 生活介護サービス区分

## ④ 自立訓練(機能訓練)サービス区分

## ⑤ 相談支援サービス区分

- ⑥ 生計困難者相談支援事業サービス区分
- ⑦ ニッ山生活介護サービス区分
- ⑧ 居宅介護サービス区分
- ⑨ 障がい者専用シェアハウス事業サービス区分
- ⑩ 障がい者専用アパート事業サービス区分
- ⑪ 訪問介護事業サービス区分
- キ 福祉従事者養成研修拠点区分（公益事業）
- ① 障害福祉サービス従事者養成研修事業区分

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	101,984,986	3,120,000	0	105,104,986
建物	1,282,104,873	133,587,000	93,792,642	1,321,899,231
合計	1,384,089,859	136,707,000	93,792,642	1,427,004,217

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

・該当なし

8. 担保に供している資産

・該当なし

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	2,814,740,429	1,492,841,198	1,321,899,231
小計	2,814,740,429	1,492,841,198	1,321,899,231
その他の固定資産			
建物	14,338,659	10,564,677	3,773,982
構築物	12,698,572	5,151,965	7,546,607
機械及び装置	18,437,375	8,948,272	9,489,103
車両運搬具	38,247,318	36,211,918	2,035,400
器具及び備品	400,372,186	271,453,185	128,919,001
小計	484,094,110	332,330,017	151,764,093
合計	3,298,834,539	1,825,171,215	1,473,663,324

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	219,930,574	0	219,930,574
未収金	69,172	0	69,172
未収補助金	3,298,000	0	3,298,000
長期貸付金	6,630,000	0	6,630,000
合計	229,927,746	0	229,927,746

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

13. 重要な偶発債務

・該当なし

14. 重要な後発事象

・該当なし

15. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

・該当なし

16. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

・該当なし

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

・有形固定資産

定額法又は旧定額法を採用している。

平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については旧定額法、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については定額法を採用している。

・無形固定資産

定額法を採用している。

(2) 引当金の計上基準

・退職給付引当金一職員の退職給付に備えるため、宮崎県社会福祉協議会の運営する宮崎県民間社会福祉施設等従事職員共済制度の事業主負担分掛金及び善仁会独自の退職給付制度の掛金を退職給付引当金として計上している。

(3) 有価証券の評価基準及び評価方法

・満期保有目的の債券 … 債却原価法（定額法）

なお、取得差額が少額であり重要性が乏しいものについては債却原価法を適用していない。□

・上記以外の有価証券で時価のあるもの … 決算日の市場価格に基づく時価法

2. 重要な会計方針の変更

・該当なし

3. 採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度、宮崎県民間社会福祉施設等従事職員退職共済制度及び善仁会独自の退職給付制度による。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

（1）本部事務局拠点計算書類（会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）

（2）拠点区分事業活動明細書（別紙3（⑪））は省略している。  
ア 本部事務局サービス区分

（3）拠点区分資金収支明細書（別紙3（⑩））は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

・該当なし

7. 担保に供している資産

・該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

（単位：円）

取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定資産		
車輛運搬具	1,500,160	1,350,144
器具及び備品	2,941,755	1,580,621
小計	4,441,915	2,930,765
合計	4,441,915	2,930,765
		1,511,150

9. 債権額、徵収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

・該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項  
・該当なし



建物	2,739,789	2,394,545	345,244
構築物	210,000	189,000	21,000
車輌運搬具	5,552,720	5,433,904	118,816
器具及び備品	127,314,122	89,676,226	37,637,896
小計	135,816,631	97,693,675	38,122,956
合計	972,495,670	602,445,639	370,050,031

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	61,398,428	0	61,398,428
未収補助金	3,298,000	0	3,298,000
合計	64,696,428	0	64,696,428

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

・該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

・該当なし

別紙2  
計算書類に対する注記（愛生園拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

・有形固定資産

定額法又は旧定額法を採用している。

平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については旧定額法、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については定額法を採用している。

・無形固定資産

定額法を採用している。

(2) 引当金の計上基準

・退職給付引当金一職員の退職給付に備えるため、宮崎県社会福祉協議会の運営する宮崎県民間社会福祉施設等従事職員共済制度の事業主負担分掛金及び法人独自の退職給付制度の掛金を退職給付引当金として計上している。

・賞与引当金一職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上するものとする。

(3) 有価証券の評価基準及び評価方法

・満期保有目的の債券 … 債却原価法（定額法）

なお、取得差額が少額であり重要性が乏しいものについては債却原価法を適用していない。

・上記以外の有価証券で時価のあるもの … 決算日の市場価格に基づく時価法

2. 重要な会計方針の変更

・該当なし

3. 採用する退職給付制度

・退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度、宮崎県民間社会福祉施設等従事職員退職共済制度及び法人独自の退職給付制度による。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

（1）愛生園拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

（2）拠点区分事業活動明細書(別紙3 (11) )

ア 施設入所支援サービス区分

イ 短期入所サービス区分

ウ 生活介護サービス区分

エ 生計困難者相談支援事業サービス区分

（3）拠点区分資金収支明細書(別紙3 (10) ) は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	51,109,918	3,120,000	0	54,229,918
建物	305,038,670	21,243,600	23,989,724	302,292,546
合計	356,148,588	24,363,600	23,989,724	356,522,464

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

・該当なし

7. 担保に供している資産

・該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	603,923,418	301,630,872	302,292,546
小計	603,923,418	301,630,872	302,292,546

その他の固定資産			
建物	1,529,870	990,154	539,716
構築物	220,000	20,166	199,834
車輌運搬具	5,890,546	5,142,635	747,911
器具及び備品	101,702,918	63,606,252	38,096,666
小計	109,343,334	69,759,207	39,584,127
合計	713,266,752	371,390,079	341,876,673

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	62,058,536	0	62,058,536
合計	62,058,536	0	62,058,536

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

・該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

・該当なし

別紙2  
計算書類に対する注記（仁の里拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産  
定額法を採用している。
- ・無形固定資産  
定額法を採用している。

(2) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金一職員の退職給付に備えるため、宮崎県社会福祉協議会の運営する宮崎県民間社会福祉施設等従事職員共済制度の事業主負担分掛金及び法人独自の退職給付制度の掛金を退職給付引当金として計上している。
- ・賞与引当金一職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上するものとする。

2. 重要な会計方針の変更

- ・該当なし

3. 採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度、宮崎県民間社会福祉施設等従事職員退職共済制度及び法人独自の退職給付制度による。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 仁の里拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

(2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3 (11))

- ア 地域密着型特別養護老人ホームサービス区分
- イ 短期入所生活介護サービス区分
- ウ 認知症対応型通所介護サービス区分

(3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3 (10))

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	31,532,290	0	0	31,532,290
建物	215,142,135	4,646,400	15,957,196	203,831,339
合計	246,674,425	4,646,400	15,957,196	235,363,629

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

- ・該当なし

7. 担保に供している資産

- ・該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	405,648,104	201,816,765	203,831,339
小計	405,648,104	201,816,765	203,831,339
その他の固定資産			
車両運搬具	5,170,385	4,961,818	208,567
器具及び備品	62,469,987	36,557,644	25,912,343
小計	67,640,372	41,519,462	26,120,910
合計	473,288,476	243,336,227	229,952,249

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高

事業未収金	21,864,958	0	21,864,958
合計	21,864,958	0	21,864,958

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益  
・該当なし

11. 重要な後発事象  
・該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項  
・該当なし

別紙2  
計算書類に対する注記（東米良拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産  
定額法を採用している。
- ・無形固定資産  
定額法を採用している。

(2) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金一職員の退職給付に備えるため、宮崎県社会福祉協議会の運営する宮崎県民間社会福祉施設等従事職員共済制度の事業主負担分掛金及び法人独自の退職給付制度の掛金を退職給付引当金として計上している。
- ・賞与引当金一職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上するものとする。

2. 重要な会計方針の変更

- ・該当なし

3. 採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度、宮崎県民間社会福祉施設等従事職員退職共済制度及び法人独自の退職給付制度による。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 仁の里拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

(2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3 (11) )  
ア 地域密着型通所介護サービス区分  
イ ボランティアセンターサービス区分

(3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3 (10) ) は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	3,000,000	0	0	3,000,000
建物	51,419,763	0	4,728,386	46,691,377
合計	54,419,763	0	4,728,386	49,691,377

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し  
・該当なし

7. 担保に供している資産

- ・該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	74,401,300	27,709,923	46,691,377
小計	74,401,300	27,709,923	46,691,377
その他の固定資産			
建物	390,500	104,652	285,848
構築物	180,400	120,504	59,896
器具及び備品	12,636,050	9,720,229	2,915,821
小計	13,206,950	9,945,385	3,261,565
合計	87,608,250	37,655,308	49,952,942

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	1,442,522	0	1,442,522
合計	1,442,522	0	1,442,522

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益  
・該当なし

11. 重要な後発事象  
・該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項  
・該当なし

## 計算書類に対する注記（宮崎リハビリテーションセンター拠点区分用）

## 1. 重要な会計方針

## (1) 固定資産の減価償却の方法

## ・有形固定資産

定額法又は旧定額法を採用している。

平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については旧定額法、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については定額法を採用している。

## ・無形固定資産

定額法を採用している。

## (2) 引当金の計上基準

・退職給付引当金一職員の退職給付に備えるため、宮崎県社会福祉協議会の運営する宮崎県民間社会福祉施設等従事職員共済制度の事業主負担分掛金及び善仁会独自の退職給付制度の掛金を退職給付引当金として計上している。

・賞与引当金一職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上するものとする。

## (3) 有価証券の評価基準及び評価方法

## ・満期保有目的の債券 … 債却原価法（定額法）

なお、取得差額が少額であり重要性が乏しいものについては債却原価法を適用していない。

## ・上記以外の有価証券で時価のあるもの … 決算日の市場価格に基づく時価法

## 2. 重要な会計方針の変更

## ・該当なし

## 3. 採用する退職給付制度

・退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度、宮崎県民間社会福祉施設等従事職員退職共済制度及び善仁会独自の退職給付制度による。

## 4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

## (1) 宮崎リハビリテーションセンター拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

## (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3 (11))

- ア 施設入所支援サービス区分
- イ 短期入所サービス区分
- ウ 生活介護サービス区分
- エ 自立訓練(機能訓練)サービス区分
- オ 相談支援サービス区分
- カ 二ツ山生活介護サービス区分
- キ 居宅介護サービス区分
- ク 障害者専用アパート事業サービス区分
- ケ 障害者専用シェアハウス事業サービス区分
- コ 生計困難者相談支援事業サービス区分
- サ 訪問介護事業サービス区分

## (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3 (10))は省略している。

## 5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	16,342,778	0	0	16,342,778
建物	358,445,617	107,697,000	28,985,723	437,156,894
合計	374,788,395	107,697,000	28,985,723	453,499,672

## 6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

## ・該当なし

7. 担保に供している資産

・該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	894,088,568	456,931,674	437,156,894
小計	894,088,568	456,931,674	437,156,894
その他の固定資産			
建物	9,678,500	7,075,326	2,603,174
構築物	12,088,172	4,822,295	7,265,877
機械及び装置	18,437,375	8,948,272	9,489,103
車輛運搬具	20,133,507	19,323,417	810,090
器具及び備品	93,307,354	70,312,213	22,995,141
小計	153,644,908	110,481,523	43,163,385
合計	1,047,733,476	567,413,197	480,320,279

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	73,166,130	0	73,166,130
未収金	69,172	0	69,172
長期貸付金	6,630,000	0	6,630,000
合計	79,865,302	0	79,865,302

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

・該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

・該当なし

## 計算書類に対する注記（福祉従事者養成研修事業拠点区分用）

1. 重要な会計方針
  - ・該当なし
2. 重要な会計方針の変更
  - ・該当なし
3. 採用する退職給付制度
  - ・該当なし
4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分  
当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。
  - (1) 福祉従事者養成研修事業拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
  - (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3 (11)) は省略している。
    - ア 障害福祉サービス従事者養成研修サービス区分
  - (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3 (10)) は省略している。
5. 基本財産の増減の内容及び金額  
該当なし
6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
  - ・該当なし
7. 担保に供している資産
  - ・該当なし
8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高  
該当なし
9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高  
該当なし
10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益  
該当なし
11. 重要な後発事象
  - ・該当なし
12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
  - ・該当なし